

人権まんが 解説

携帯電話は、通話・メ

ール機能だけでなく、

ゲーム、音楽のダウン

ロード、ブログ・プロ

フの作成など、多くの機能を備えた

楽しい便利な道具として『ケータ

イ』ともよばれています。しかし、

年々進化する機能に伴い、ケータイ

をめぐるいろいろな問題もおきてい

ます。

岡山県教育委員会の調査（平成20

年）によると、ケータイを利用して

いる小・中学生のうち、メールによ

るいやがらせについて、小学校6年

生で9%、中学校1年生で23・2%

の人が「いやがらせメールを受信し

たことがある」と答えています。ま

た、ブログのコメント欄、プロフ

のゲストブックなどに中傷・いやが

らせの書き込みをされた経験のある

人は、中学校3年生で9.3%、高校1

年生で11%にのびります。

特定の人に対する誹謗中傷・いや

がらせの書き込みは、相手の心を深

く傷つけるだけでなく、いじめに発

展することもあります。このほか、

ケータイへの依存、危険なサイトへ

のアクセス、架空請求、見知らぬ人

との出会いによるトラブルなど、子

どもたちのケータイ利用をめぐる危

険性も高まっています。

子どもにケータイを持たせる場合

は、保護者が責任をもって見守ると

ともに、ケータイの使い方について

子どもとよく話し合い、使用時間、

使用機能をはじめ、「困ったことが

あったら相談する」など、家庭でル

ールを決めてみてはいかがでしょう。

特設人権相談（無料）

とき・ところ

1月15日(木)9時30分～12時30分・白

石島出張所 1月22日(木)9時～12

時・神島外公民館

相談員：人権擁護委員、法務局職員

相談内容：いじめ、体罰、セクシヤ

ル・ハラスメント、DV（ドメス

ティック・バイオレンス）、児童

虐待、高齢者虐待、隣り近所、名

誉、差別、相続、売買など

問合せ：人権政策課 ☎2120

「えせ同和行為」

最近、同和関係団体を名のり、県

内事業所等の長に対して、個人的に

高額な同和関係図書の購入を要求す

る事例が頻発しています。

【事例】：同和関係団体を名のり、

『〇〇周年の記念誌を作成したの

で、購入してほしい。組織として

ではなく、個人的にお願いしてい

る。1冊7万円のところ5万円で

どうか。』などと同和関係図書の

れに関する情報を一報ください。

【対応例】：同和関係の図書であっ

ても、一般の図書の扱いと何ら変

わりありません。「いりません」

ときっぱり断ってください。断り

の意思表示をあいまいにすると、

後で争いのもとになります。

また、断る理由まで言う必要は

ありません。理由をつけて断ると、

その理由自体が議論や争いの対象

となり、相手につけ込まれるすき

を与えかねません。

また、岡山県が作成した「えせ同

和行為」対応マニュアル『断固拒否

えせ同和行為』がホームページ

(http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=48)に掲載さ

れていますので、参考にしてくださ

い。



問合せ

岡山県 人権・同和対策課

☎086 (226) 7406

人権政策課 ☎2120

よしだ文化会館だより ④